

受付印

令和 年 月 日
(宛先) 名古屋市栄市税事務所長

所在地
(本市町村が支店等の場合は本店所在地と併記)
(ふりがな)
法人名
(ふりがな)
代表者氏名

事業種目
(電話)
前期末現在の資本金の額又は出資金の額
前期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額
前期末現在の資本金等の額

整理番号
法人番号
申告年月日

申告区分

年 月 日から 年 月 日までの 事業年度分 の市民税の予定申告書

摘 要		税 額			
		十億	百万	千	円
前事業年度の法人税割額 (19の金額)		①	0 0		
予定申告税額 $\left(① \times \frac{6}{\text{前事業年度の月数}} \right)$		②	0 0		
この申告が修正申告である場合は既に納付の確定した当期分の法人税割額		③	0 0		
この申告により納付すべき法人税割額 ②－③		④	0 0		
均等割額	算定期間中において事務所等を有していた月数	⑤	月		
	円 $\times \frac{⑤}{12}$	⑥	0 0		
この申告により納付すべき市町村民税額 ④＋⑥		⑦	0 0		

当 該 市 町 村 内 に 所 在 す る 事 務 所 、 事 業 所 又 は 寮 等		当該市町村分の均等割の税率適用区分に用いる従業者数
名 称	事務所、事業所又は寮等の所在地	
合 計		⑧

前事業年度の法人税割額の明細		この申告の期間		年	月	日	から		
		十億	百万	千	円	年	月	日	まで
(特別控除取戻税額等) 課税標準となる法人税額	⑨	()							
法人税割額	⑩								
市町村民税の特定寄附金税額控除額	⑪								
税額控除超過額相当額の加算額	⑫								
外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額の控除額	⑬								
外国の法人税等の額の控除額	⑭								
仮装経理に基づく法人税割額の控除額	⑮								
租税条約の実施に係る法人税割額の控除額	⑯								
納付すべき法人税割額 ⑩－⑪＋⑫－⑬－⑭－⑮－⑯	⑰								
⑰のうち特別控除取戻税額等に係る法人税割額	⑱								
差引法人税割額 ⑰－⑱	⑲								

区 名	市区コード	月数	従業者数	均等割額
			人	円
				0 0
				0 0
				0 0
				0 0
				0 0
				0 0
				0 0
				0 0
				0 0
				0 0

指 場
定 合
都 の
市 に
⑥
申 の
告 計
す 算

関与税理士署名

(電話)

予定申告書（第20号の3様式）記載の手引

- 1 この申告書は、前事業年度の法人税割額を基礎として中間申告をする場合に使用します。
- 2 この申告書は、栄市税事務所に1通送付してください。
- 3 「※処理事項」の欄は、記載する必要はありません。
- 4 金額の単位区分（けた）のある欄の記載に際しては、単位区分に従って正確に金額を記載してください。
- 5 「法人番号」の欄は、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第16項に規定する法人番号をいいます。）を記載してください。
- 6 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この申告書を提出する場合には、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記してください。
- 7 「所在地」の欄は、本店の所在地を記載し、2以上の市町村に事務所又は事業所（以下「事務所等」といいます。）を有する法人が、当該市町村内に支店等のみを有する場合には、本市内の主たる事務所等の所在地を併記してください。
- 8 「事業種目」の欄は、事業の種類を具体的に、例えば「電気器具製造業」と記載します。なお、2以上の事業を行う場合には、それぞれの事業を記載し、主たる事業に○印を付してください。
- 9 「前期末現在の資本金の額又は出資金の額」の欄には、前事業年度の末日現在の資本金の額又は出資金の額（法人税の明細書（別表5(1)）の「Ⅱ 資本金等の額の計算に関する明細書」に記載したところに準じた金額）を記載します。なお、かつこ内には、当該事業年度開始の日から6月を経過した日の前日現在の資本金の額又は出資金の額を記載します。
 - * 通算子法人は、当該事業年度の開始の日の属する当該法人に係る通算親法人の事業年度開始の日から6月を経過した日（以下「6月経過日」といいます。）の前日現在の資本金の額又は出資金の額をかつこ内に記載します。
- 10 「前期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額」の欄には、前事業年度の末日現在における資本金の額及び資本準備金の額の合算額（法人税の明細書（別表5(1)）の「Ⅱ 資本金等の額の計算に関する明細書」に記載したところに準じた金額）を記載します。
- 11 「前期末現在の資本金等の額」の欄には、次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載します。
 - (1) (2)に掲げる法人以外の法人にあつては、法第292条第1項第4号の2ロに定める額を記載します。
 - (2) 保険業法に規定する相互会社にあつては、前事業年度の末日現在の純資産額を記載します。

12 ①から⑦までの欄は、次のように記載します。

申 告 書	記 載 す べ き 金 額 等
前事業年度の法人税割額 (⑱の金額) ①	この欄は、⑲の欄の金額を記載します。
予定申告税額 $\left(① \times \frac{6 (※)}{\text{前事業年度の月数}} \right) ②$ (※) 通算子法人で、当該事業年度開始の日から6月経過日の前日までの期間の月数(暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とします。)が6以外である場合は、当該月数に読み替えて計算します。	月数は暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とします。 なお、この金額に100円未満の端数があるとき又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨ててください。 適格合併後存続する法人(合併法人)については、次のように記載してください。この場合、確定法人税割額とは、当該合併法人の当該事業年度開始の日の1年前の日以後に終了した被合併法人の各事業年度の法人税割額として当該合併法人の当該事業年度開始の日以後6月を経過した日(通算子法人の場合は、6月経過日)の前日までに確定したもので、その計算の基礎となった各事業年度(その月数が6月に満たないものを除く。)のうち最も新しい事業年度に係る法人税割額(その法人税割額のうちに税額控除超過額相当額の加算額がある場合には、その金額を控除した額とし、その法人税割額の課税標準となる法人税額のうちに使途秘匿金税額等がある場合は、それに当該法人税割額に係る法人税割の税率を乗じて得た額を控除した額)をいいます。 (1) 吸収合併の場合 ア 当該合併法人の前事業年度中に適格合併がなされた場合 $\left[① \times \frac{6 (※)}{\text{合併法人の前事業年度の月数}} \right] +$ $\text{被合併法人の確定法人税割額} \times \left[\frac{\text{合併法人の前事業年度開始の日から適格合併の日の前日までの月数}}{\text{合併法人の前事業年度の月数}} \times 6 (※) \right]$ 被合併法人の当該確定法人税割額の計算の基礎となった法人税額の課税標準の算定期間の月数

	イ 当該合併法人の当該事業年度開始の日から6月を経過した日（通算子法人の場合は、6月経過日）の前日までの期間内に適格合併がなされた場合 $\left[\text{①} \times \frac{6 (\text{※})}{\text{合併法人の前事業年度の月数}} \right] +$ $\left(\text{被合併法人の確定法人税割額} \times \frac{\text{当該適格合併の日から当該事業年度開始後6月を経過した日（通算子法人の場合は、6月経過日）の前日までの月数}}{\text{被合併法人の当該確定法人税割額の計算の基礎となった法人税額の課税標準の算定期間の月数}} \right)$ (2) 新設合併（適格合併により設立された法人に限る。）における設立の日が属する事業年度の場合 各被合併法人ごとに下記算式で計算した金額の合計額 $\text{被合併法人の確定法人税割額} \times \frac{6 (\text{※})}{\text{被合併法人の当該確定法人税割額の計算の基礎となった法人税額の課税標準の算定期間の月数}}$
この申告が修正申告である場合は既に納付の確定した当期分の法人税割額	③ 既に納付の確定した当期分の予定申告に係る法人税割額を記載します。
この申告により納付すべき法人税割額 ②－③	④ この欄は、②－③の額を記載します。この金額に100円未満の端数があるとき又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨ててください。
均等割額 $\text{円} \times \frac{\text{⑤}}{12}$	⑥ この欄は、後記16により記載した区ごとの均等割額の合計額又は第20号様式別表4の3の「均等割額の計」の欄の金額を記載します。この金額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨ててください。なお、6月以上事業中止中の法人について、名古屋市市税減免条例の定めるところにより、減免される額があるときは当該減免額を控除した額を記載します。
この申告により納付すべき市町村民税額 ④＋⑥	⑦ この欄は、④＋⑥の額を記載します。

- 13 ⑨から⑱の欄は、それぞれの欄に対応する前事業年度の第 20 号様式に記載した金額を記載します。なお、市町村内に恒久的施設を有する外国法人にあっては、それぞれの欄に対応する前事業年度の第 20 号様式別表 1 の 2 に記載した法人税法第 141 条第 1 号イ及びロに定める額の合計額を記載します。

申 告 書	記 載 す べ き 金 額 等
課税標準となる法人税額 ⑨	第 20 号様式の⑤の欄の金額を記載します。
⑰のうち特別控除取戻税額等に係る法人税割額 ⑱	⑨の欄のかつこ内の金額に前事業年度の法人税割の税率を乗じて得た金額を記載します。 なお、2 以上の市町村に事務所等を有する法人にあっては、⑩の欄の金額に⑨の欄のかつこ外のコの金額に対応する同欄のかつこ内の金額の割合を乗じて得た金額を記載します。

- 14 「通算親法人の事業年度の期間」の欄は、通算子法人が、当該事業年度開始の日の属する当該法人に係る通算親法人の事業年度の期間を記載します。
- 15 「法第 15 条の 4 の徴収猶予を受けようとする税額」の欄は、2 以上の市町村に事務所等を有する法人が修正申告に係る税額につき徴収猶予を受けようとする場合において第 1 号様式による届出書に代えようとする法人が記載してください。この場合において同欄に記載すべき金額は④の欄に記載した金額と同額となります。
- 16 「指定都市に申告する場合の⑥の計算」の欄の区ごとの均等割額は、次のように記載します。なお、11 以上の区に事務所等又は寮等を有する場合は、この欄には記載せず、第 20 号様式別表 4 の 3 を添付してください。
- (1) 事務所等又は寮等の所在する区ごとに記載します。
 - (2) 「※区コード」の欄は、記載する必要はありません。
 - (3) 「月数」の欄の月数は、暦に従って計算し、1 月に満たないときは 1 月とし、1 月に満たない端数を生じたときは切り捨ててください。
 - (4) 「従業者数」の欄は、当該事業年度開始の日から 6 月を経過した日の前日現在における事務所等又は寮等の従業者数を記載します。なお、新設又は廃止された事務所等にあっては、当該事業年度開始の日から 6 月を経過した日の前日現在における従業者数を記載します。
- ＊ 通算子法人の場合は、6 月経過日の前日現在の従業者の数を記載します。
- (5) 「均等割額」の欄は、均等割額に「月数」の欄の月数を乗じ、それを 12 で除した額（100 円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てます。）を記載します。

17 均等割の税率 均等割の税率は、下表の区分によってください。

法 人 の 区 分		申告の際に適用すべき税率	
資 本 金 等 の 額	区内の事務所等又は寮等の従業者数の合計数	平成31年4月1日以後に終了する事業年度分	
		年額	6か月の場合
①一般社団法人及び一般財団法人 ②保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの		50,000 円	25,000 円
1 千万円以下の法人	50 人以下	50,000 円	25,000 円
	50 人超	120,000 円	60,000 円
1 千万円を超え 1 億円以下の法人	50 人以下	130,000 円	65,000 円
	50 人超	150,000 円	75,000 円
1 億円を超え 10 億円以下の法人	50 人以下	160,000 円	80,000 円
	50 人超	400,000 円	200,000 円
10 億円を超え 50 億円以下の法人	50 人以下	410,000 円	205,000 円
	50 人超	1,750,000 円	875,000 円
50 億円を超える法人	50 人以下	410,000 円	205,000 円
	50 人超	3,000,000 円	1,500,000 円

- (注) 1 「資本金等の額」とは、前事業年度の末日現在における法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額（保険業法に規定する相互会社にあつては純資産額）に無償増資及び無償減資等による欠損填補を行った金額を調整した金額をいいます。また、調整後の資本金等の額が資本金及び資本準備金の合算額又は出資金の額に満たない場合は、資本金及び資本準備金の合算額又は出資金の額を資本金等の額とします。
- 2 「従業者数の合計数」とは、区内に有する事務所等又は寮等の従業者（役員を含みます。）数の合計数をいいます。

- この申告書はボールペンで記載してください。なお、温度変化により無色になるインキを用いたボールペンは使用しないでください。
- この申告書に記載された情報は、法人の同意や法令に定めがある場合を除いて、市税の課税や納税の目的以外には利用しません。
- この申告書・手引は令和7年4月現在における法令及び条例等に基づいて作成しています。

(7.4)